

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体で、いじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校は、全学年単学級である。クラス替えがなく、人間関係が固定化している傾向がある。

さいたま市立川通小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 だれもが笑顔で過ごすことのできる環境を作ります。
- 2 「いじめは絶対に許さない、見過ごさない」という毅然とした態度で、指導を行います。
- 3 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 4 いじめの早期発見・早期対応に努めます。発見、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策員会に情報を報告し、組織的な対応につなげます。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応します。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。
- 7 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育・国際教育・人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行います。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に

判断する。

【いじめの解消について】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各ブロック生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、学校評議員・PTA会長・民生委員・主任児童委員・自治会長・交通指導員
- (3) 開催
 - ア 定例会（年3回開催）
 - ・6月に1回目を行い、残り2回は、学校評議委員会開催に合わせて行う。（但し、令和2年度については、状況に応じて判断をする。）
 - イ 校内委員会（生徒指導特別委員会と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバー（SC・SSWふくむ）を招集して開催）
- (4) 内容

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対する

アンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（P D C Aサイクルの実行を含む）

2 川小いじめ防止委員会

- (1) 目 的：いじめの問題について考え、いじめのない川小を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長、児童副会長、川小委員、代表委員、各委員会委員長
- (3) 開 催：6月と1月（但し、令和2年度については、状況に応じて判断をする。）
- (4) 内 容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを児童主体で行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
（但し、令和2年度については、状況に応じて判断をする。）

2 「いじめ撲滅強化月間」（6月と11月）の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長、生徒指導主任等による講話
 - ・ 「いじめ防止事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

- ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・ 「えがおの木」への取り組み

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。本校は単学級でクラス替えはないものの、進級とともに人間関係に変化がみられることもあるので、1学期に実施する。

5 メディアリテラシー教育を通して

- 「携帯安全教室」の実施 5・6年
(令和2年度は、中止)
- ・ 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

6 保護者との連携を通して

- いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- 子どもに基本的習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童生徒の観察

- 早期発見のポイント

- ・ 児童のささいな変化に気付くこと
 - ・ 気付いた情報を共有すること
 - ・ 情報に基づき、速やかに対応すること
- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
 - (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている、発表時嘲笑やからかいが起きる 等
 - (3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる、用もなく職員室や保健室によく来る 等
 - (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
 - (5) 掃除 : 机がいつまでも運ばれない、作業を押し付けられる 等
 - (6) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・10月・1月(年3回以上) ※必要に応じて実施する。
(但し、令和2年度については、状況に応じて実施時期は判断する。)
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート後、クラス全員の児童と面談を行う。
要面談の児童については、記録をとり、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 児童に対する簡易アンケートを定期的の実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間(日)の実施

- (1) 年5回、教育相談日を設定する。
(但し、令和2年度については、状況に応じて実施時期を判断する。)
- (2) 保護者が相談を行いやすい体制づくりに努める。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 11月(年1回実施)
- (2) アンケート結果の活用 : 結果を考察し、職員に周知徹底する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員 : 7月に連絡協議会を行う。
- (2) 防犯ボランティア・自治会・PTA・子どもひなん所110番の家
:各学期に1回、防犯ボランティア連絡会を行う。

- (3) 学校評議員：各学期に1回、学校評議員会を行う。
(但し、令和2年度については、状況に応じて判断をする。)

Ⅶ いじめの対応

特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、担任、学年主任、生徒指導主任と連携し、情報を収集する。
状況に応じて教育委員会指導2課に一報を入れる。
- 教務主任は、必要に応じて、担任等に指導助言を行う。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめられた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指揮を行う。
学年主任、生徒指導主任、校長（教頭）に報告をする。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、担任と連携し、被害児童の心のケアをする。
- 特別支援教育コーディネーターは、被害児童、加害児童の情報を過去の資料等から収集する。
- 養護教諭は、保健室への来室状況を確認する。
被害児童の心のケア・カウンセリングを行う。
- さわやか相談員は、被害児童、加害児童の心のケア・カウンセリングを行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは直ちに学校と連携する。
- 地域は、登下校等、見守る。場合によっては情報を提供する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

(平成29年3月文部科学省)、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日(全学年)を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
(病気以外の理由で連続2日以上欠席の場合は、家庭訪問をする。)

○児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会を母体とした)を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止(「人間関係プログラム」の研修を含む)、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 川通小学校いじめ防止基本方針の周知徹底：全教職員に冊子を配布し、4・9・1月の職員会議で周知徹底をする。

(但し、令和2年度については、状況に応じて、年3回実施する。)

- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：半期ごとに実施し、結果を検証した後、全教職員に報告をする。

2 校内研修

- (1) 「自ら学び続ける意欲を持つ子どもの育成
—主体的な学びを引き出す言語活動の充実と、家庭学習の確立を通して—」
- 授業規律：川小スタンダードをもとに、授業を全教職員が組み立てていく。
発表の際のひやかしやからかいなどには毅然とした態度で指導する。
問題解決型学習や探究（求）的な学習を基本とし、すべての児童が活躍自ら学習できる基礎を養えるようにする。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
- 他校（種）との合同研修を行い、情報交換をする。
 - 夏季休業中等、いじめにかかわる研修を行う。
- (3) 情報モラル研修：夏季休業中等を利用し、情報主任の指導のもと研修を行う。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して、機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクル行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7月、11月とする。
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、2月とする。
- (3) いじめの問題に関する校内研修会等の実施時期
- ・ 6月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
 - ・ 8月：生徒指導・いじめに係る伝達研修
 - ・ 8月：人権教育に係る研修
 - ・ 9月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
- (令和2年度の実施については、状況に応じて実施時期を判断する。)